

5月 ● 2009

# 中大法曹

*Chuudai Housou* NO.23

特集

## 法科大学院教育

新人弁護士体験記・マーブルベンチ・交流会  
委員会活動報告・事業報告・資料



中央大学法曹会





栄進者祝賀会 平成20年5月8日



合格者祝賀会 平成20年11月20日



合格者祝賀会 平成20年11月20日



新入会員歓迎会 平成21年 1月22日

中  
大  
法  
曹





## 中央大学法曹会平成19年度・20年度事業報告

.....中央大学法曹会事務局長 横溝高至 62

## 資料

## 関係諸規定

- 学校法人中央大学基本規定 66
- 中央大学学員会会則 75
- 中央大学法曹会会則 78
- 中央大学法曹会人事委員会規則 85
- 中央大学法曹会法職教育検討委員会規則 85
- 中央大学法曹会大学問題委員会規則 86
- 中央大学法曹会会則検討委員会規則 86
- 中央大学法曹会広報委員会規則 86
- 中央大学法曹会進路指導対策委員会規則 87
- 中央大学法曹会機構改革実行特別委員会規則 88
- 中央大学法曹会募金実行委員会規則 88
- 中央大学法曹会テミスを育む会運営委員会規則 88
- 中央大学法曹会進路指導対策委員会規則 89
- 中央大学法曹会関係諸団体交流委員会規則 90
- 中央大学法曹会若手会員活動委員会規則 90
- 中央大学法曹会福岡支部会則 91
- 中央大学法曹会広島支部会則 92
- 中央大学法曹会北陸支部会則 93
- 中央大学法曹会四国支部会則 94
- 中央大学法曹会大阪支部会則 95
- 中央大学法曹会神奈川支部会則 96

- 中央大学法曹会執行部名簿（平成19・20年度） 98
- 中央大学法曹会役員名簿（平成19・20年度） 98
- 中央大学法曹会各種委員会名簿（平成19・20年度） 101

## 編集後記

★表紙写真は、中央大学法科大学院にしつらえられた裁判員制度対応の模擬法廷です。  
(42ページに関連記事)。

カット 原 誠



そのためには人を集めると同時に、法曹会が会員に対してどのような役割を果たすべきなのか、換言すればどうすれば会員にとって法曹会が魅力ある存在になるのか、との視点が必要であらうと思います。そのような問題意識の元に、毎回の常任幹事会・幹事会后に、会員特に若手会員が魅力を感じる講師と演題の選定に意を用いながら講演会を実施してきました。その結果、確実に同講演会の参加者が増えたと感じています。

さらにこのような基本方針をより確実なものとし、深化させるために、若手会員活動委員会を設置し、法曹会の諸活動を若手会員に企画してもらうことにしました。同委員会の今後の活動により法曹会がより進化するよう期待しています。

#### 4 大学関係諸団体との協調・交流について

法曹会の存在意義・役割については、法人を含めた中央大学および関係団体全体の中で、広い視野で考えることが必要です。そのような観点から、法曹会は、関係団体との友好・協調をはかりつつ、そのような基盤を確固たるものにした上で言うべきことは言う、そのような存在でありたいと考えてきました。

ご承知のとおり、私の任期中に、ご本人と関係各位のご理解を得て、大高満範会員が評議員会議長に就任され、法人運営の重要な一翼を担われています。また法人執行部では法曹会出身の三理事と二監事が活躍されています。このような法人との交流の中で、大学における法曹会の役割をさらに具体的に検討していく必要があると思います。

学会会の友会との関係では、各種支部団体との交流を図るべく努力していますが、すでに南甲倶楽部とは、準備会を作って交流のあり方や内容について検討を進めています。この輪は今後より広がっていく予定です。また、これらの方針と活動に伴い、関係諸団体交流委員会を設

置し、今後この委員会を中心により具体的かつ継続的な活動の輪を広げて行くことになりました。このような交流の活動は、大学の発展に寄与するのみならず、法曹会の特に若手会員の視野を広げ、結果として業務の拡大にも資するものと期待しています。

以上2年間で振り返り、私ども執行部の考え方と活動のご報告をいたしました。無事任務を終えることができましたのは、ひとえに法曹会会員はじめ関係各位のご理解・ご支援の賜と改めて御礼申し上げます。私自身幹事長職からは解き放されましたが、一会員として次年度執行部を支える所存でありますので今後ともよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。



きり



ほとんど失っており、「吉田久」大審院第3民事部裁判長判事は、時の軍部・政治の影響に左右されずに4人の原告に対し、おかしいことはおかしいと事実認定をし、法と己れの良心にのみ従って「衆議院議員選挙無効」の判決を下されたのです。

吉田久裁判官は、命を賭して司法の独立を守り、国民の裁判所に対する信頼を維持しようと闘ったのであります。

吉田久裁判官の勇氣ある判決は、後に続く裁判官たちに裁判官はどうあるべきか、正義とは何かを教えるとともに、司法に従事する者に力を与え続けているのであります。

吉田久先生は、明治17年8月福井市生まれで実家は八百屋、元々は農家で、貧しい生活環境の中で、東京法学院（現在の中央大学）に通い、苦学して法律の勉強をされ、21歳の吉田久青年は現在の司法試験に当たる判事検事登用試験に合格。その後、検事を務めたあと裁判官となり、大審院第3民事部裁判長判事にまで登り詰め、昭和20年3月1日の大審院法廷で翼賛選挙を無効だとする判決を下されるのであります。

吉田久先生は晩年、80歳になるまで中央大学で教鞭をとり続け、學員の方々には先生の民法を受講された方も多いたと思います。

私は書生のとき、吉田久先生に無効判決のことについて直接訊いたことがあります。しかし、先生は黙って何も答えられませんでした。奥様からは判決を言い渡す日、「もう、家には帰れないかもしれない。」と言い残して自宅を出た、という話を聞きました。

吉田久先生が、政治的圧力に左右されずに翼賛選挙訴訟で無効判決を下された力は何かであったのか。苦労の中から学んだ人間主義に基づく正義感が、その原動力となったのか。それとも、裁判官である自らの職責を果たす上において、政治体制のいかに拘わらず、おかしいことはおかしい、とする倫理観がそうさせたのか。

その原点は、中大創立者18人の創立の理念と法の精神であったと存じます。

吉田久先生は、貧しい人にも、豊かな人に対しても、一切の予断や私情を抱かずに、平等に謙虚に耳を傾け、その人のことを全て信頼し、人に社会に尽くす人であったと存じます。

厳しい社会環境を迎えた新年、今こそ吉田久先生の「身を挺して正義を守る、正しい学生を育てる」そのことが社会の全てのリーダーに求められているのだと存じます。

最後に、吉田久先生が戦後において、戦時中に自らが下した翼賛選挙無効の判決を振り返って述べた言葉を記して、厳しい年に当り、今こそ中大人の生き様をお互いに発揮し、明るい年にしたいと存じます。

「私は、この判決をするにもいささかの政治理念には左右されなかった。もし、判決の時の政治理念を支えてなされたとするならば、その判決は不純であり、死んでいると考える。」

追って、吉田久先生と選挙無効の判決について詳しいことを知りたい方は、新潮新書 清永 聡（きよなが さとし）著「気骨の判決…東條英樹と闘った裁判官」（本体680円）をお勧めいたします。

# 「人財」育成

中央大学学長・総長

◆ 永井和之



法曹会の皆様には、日頃より本学のあるべき姿を巡って、ご意見をいただきありがとうございます。また、この度、このように寄稿する機会をいただき感謝申し上げます。

せつかくの機会ですので、法曹会の皆様にも、日頃私の感じている本学のあるべき姿ともいべき理念を述べさせていたきたいと思っております。

まず第一に本学のあるべき姿につきましては、建学の精神を現代に対応するように再構築することが必要です。実地応用の素を養うという建学の精神を考えれば、21世紀の課題に応える人材養成をおこなう教育を遂行する大学となるべきだということです。この課題は、人類存亡の危機を招きかねない人口増加や、温暖化という地球環境の問題にどう答えるかということではないでしょうか。また、サブプライム問題に発した金融市場の問題が、実体経済にまで影響を及ぼしたことは、種々の仕組みを構築し、グローバル化としていたことがら、いかに表層的なものであったかということ、そして、世界的な「円天」化現象であったかを示しているように思えます。このような地球規模的な問題を解決し、今後のあるべき社会の姿を構築していく人材、まさに人類の財産ともいべき「人財」を養成することが、本学の実学の理念として中心に据えられるべきだと考えています。

また、世界において存在感のある大学ということも、我が国のあるべき存在感とも一致しています。といいますのも、元々我が国の存在感は、軍事力や経済力にあるべきではなく、我が国の教育力の高さや文化・学問・規範といった知的な存在感であるべきだというのが、憲法の精神でしょう。とするならば、本学の実学という建学の精神による研究・教育の再構築も、それによって我が国だけではなく、世界的にも、知的・文化的な存在感のある学問の府として認められるならば、まさに我が国の存在感と一致

します。

その内容は、勿論浅薄なグローバル化ではない、人口増加や温暖化などに対応した資源の有限性に立脚した日常生活や経済活動を構築する精神がなければならない。まさに、価値観や倫理観を含めた新たな文化を創造する精神がなければならないでしょう。

第二には、そのような本学のあるべき姿には、現在の大学間の競争的な市場においても、背筋を伸ばして、矜持を質して、大学の自治・学問の自由をしっかりと維持することがなければならないと考えています。近時、大学間の競争ということが、ともすれば先にも述べたような表層的な、技術的な学問をもってよしとする意識を増長させていないか反省しなければいけないと思っております。先端的な研究も、産学協同も、このような理念の下に、新しい社会の課題に応えるような創造性を持った人材養成に取り組むものであるべきです。その時には、まさにそのような価値を守る制度的保証ともいべき、高潔な精神をもった学問を基礎にしなければならないと考えています。その上での大学自治、学問の自由ということです。競争的な資金を得るための学問ではなく、社会の、人類の課題に応える研究・学問を遂行すべきです。その結果が、競争的資金を得るといったことだと思っております。

以上のようなことを追求していく本学にとって、すなわち、地球的規模の人財養成を考える本学にとっては、単独の人財養成には限界があります。地球的規模での人財養成という以上、国内の産学官の連携はもとより、それこそ地球規模の知的なネットワークを構築して対応する必要があります。ここでは、企業の推進している社会貢献活動との連携による教育や、他の大学との協同において本学のもっている教育システムを越えた複合的な教育を構築することは必須のこととなります。



## 白門法曹養成125周年 法科大学院教育の真価が 問われる時代に向けて

中央大学大学院法務研究科長

◆ 福原紀彦



今次の司法制度改革の進行とともに、法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度の運用が開始されて5年が経過しました。この間、法科大学院は創設5年を経て、3回の新司法試験結果が生まれ、5年に1度が義務づけられる適格認証評価の結果が出揃い、その成果がさまざまな観点から検証され始めました。そして、まもなく、旧司法試験の終了、予備試験の実施、修習生給費制度の終了等が日程表に上ろうとしており、法科大学院は、その制度がセカンドステージを迎えつつあり、一層その教育の真価が問われる時代に向かいます。

中央大学は、その起源である「英吉利（イギリス）法律学校」が1885年（明治18年）に設立されて以来、まもなく125周年を迎えようとしています。中央大学法科大学院は、中央大学の建学の精神である「実学主義」にのっとり、白門法曹養成120年の歴史と伝統の上に、「法の支配」を確立し、広く国民に開かれた司法を実現するために、21世紀の日本社会に相応しい法曹を数多く養成することを理念として創立されました。その実学主義の建学の精神は、特色ある実務基礎教育科目の実践とともに、法科大学院教育がプロセスとしての法曹養成の中核として機能することに大いに役立ち、修了後、司法試験合格、司法修習、そして、法曹としての様々

な場面で活躍できる素地を存分に提供し続けていると言えます。

第3回目の新司法試験では、全国的には、前年比214名増の2065名が合格しましたが合格率は前年比7%減となる32.98%にまで低下してきました。しかし、中央大学法科大学院修了生は、前年比43名増となる196名が合格し、合格率は前年比3%増の55.68%となりました。合格者数が大幅に増加するとともに、合格率が増大に転じ、さらに、本年度3月に中央大学法科大学院を修了して初めて新司法試験を受験した者については、155名が合格し、そのうち既修入学者の合格率は74.48%に達しました。他方で、未修入学者の合格率は全国的な傾向と同様に、今後の改善努力が望まれています。

各法科大学院は、5年間に1度、国が認定する団体から法科大学院適格認証評価を受けなければならないが、最近、全国の法科大学院に対する認証評価が出揃いしつつありますが、法科大学院の制度趣旨と望まれる教育条件等に合致しないとして、不適合や不適格の判定を受ける大学が少なくありません。中央大学法科大学院は、2008年度前期に日弁連法務研究財団の認証評価を受け、適格と判定され、さまざまな評価項目において高い評価を得ることができました。

中央大学法科大学院は、その創生期の恥じる

ことのない記録を白門法曹養成125周年の歴史に刻みつつあります。これも、中大法曹会からの絶大なる支援の賜であると感謝致しますとともに、さらに最近では、中大法曹会奨学金制度をも構築して戴き、物心両面での支援を充実して戴いており、関係者一同、感謝の念に堪えません。

ところで、全国的にみれば、法科大学院の教育の質が問われ始め、閣議決定を得ている法曹養成の数値目標が質的確保を伴ってこないことへの懸念が各所で表明されています。そのために、法科大学院への入学定員の削減を求める声もあります。しかし、今、大切なことは法科大学院の教育の質を高めることにあります。その目的のために定員の削減が手段として妥当す

る大学はこれに抛らざるを得ないでしょうが、安易な削減のみをよしとして存続を計るところを見逃しては意味がありません。そして、何よりも、これまでの成果の上に、新しい法曹養成に向けた賢明な努力と成果の萌芽をつみ取ってしまうがないように注意しなければなりません。そのためには、もっと現場に目を向け、今後を見据えた建設的な努力をする必要があると思われれます。

本号が、そのような趣旨のもとに企画され、わが国の法曹養成の歴史に名を刻んできた中大法曹会と中央大学法科大学院との今後一層の発展に資するものであることを心から期待して、ご挨拶とさせて戴きます。

